第２号様式(第６条第１項)

有料老人ホーム重要事項説明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成日　　　　令和5年　4月　1日

１　事業主体概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主体名 | 株式会社あゆみ |
| 代表者名 | 沖山　智美 |
| 所在地 | 横浜市泉区和泉町6095-18 |
| 電話番号／ＦＡＸ番号 | 045-810-5033／045-810-5034 |
| 法人番号 | 1020001062466 |
| ホームページアドレス | <http://ayumi-kango.com> |
| 設立年月日 | 　　平成21年7月27日 |
| 直近の事業収支決算額 ※１ | (収益)201.292.684円　(費用)190.060.639円 (損益)11.232.045円 |
| 会計監査人との契約 | 　無 ・ 有 |
| 他の主な事業 | 介護保険指定事業（訪問看護、看護小規模居宅介護） |

※１　原則として、収益は売上高＋営業外収益、費用は売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用、損益は経常利益とする。

２　施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | ミカーレ |
| 施設の類型及び表示事項 | 類型 | １ 介護付（一般型・外部サービス利用型）２ 住宅型　　３ 健康型 |
| 居住の権利形態 | １ 利用権方式　　　２ 建物賃貸借方式３ 終身建物賃貸借方式 |
| 入居時の要件 | １ 自立　　　２ 要介護　　３ 要支援・要介護４ 自立・要支援・要介護 |
| 介護保険 | １市指定介護保険特定施設(番号　　　　　　　、指定年月日　　　　　　)　　介護専用型・混合型・混合型（外部サービス利用型）・地域密着型・介護予防・介護予防（外部サービス利用型）２ 介護保険在宅サービス利用可 |
| 居室区分 | １ 全室個室（夫婦等居室含む）　２ 相部屋あり |
| 介護に関わる職員体制 | 　　　：　　以上 |
| 提携ホームの利用等 | １ 提携ホーム利用可(　　　　　　　　　　　　 )２ 提携ホーム移行型(　　　　　　　　　 　　　) |
| 開設年月日 | 平成23年12月1日 |
| 施設の管理者氏名 | 岸　貴之 |
| 所在地 | 横浜市戸塚区名瀬町793-7 |
| 市区町村コード | 都道府県 | 神奈川県 | 市区町村 | 141003　横浜市 |
| 電話番号／ＦＡＸ番号 | 　　　　　　　045-810-3709／045-810-5034 |
| メールアドレス | ayumi.st@solid.ocn.ne.jp |
| 交通の便 ※３ | ＪＲ東戸塚駅から神奈中バス「東16系統」新戸塚病院前循環に乗車「市営第二住宅入口」下車徒歩3分 |
| ホームページアドレス | <http://ayumi-kango.com> |
| 敷地概要 ※４ | 権利形態　所有　・　借地(借地の場合の契約形態)　通常借地契約・定期借地契約(借地の場合の契約期間)　平成23年12月1日～平成43年11月30日(通常借地契約における自動更新条項の有無)　　無・有敷地面積　　　　　　　㎡ |
| 建物概要 | 権利形態　所有　・　借家(借家の場合の契約形態)　通常借家契約・定期借家契約(借家の場合の契約期間)　平成23年12月1日～平成43年11月30日(通常借家契約における自動更新条項の有無)　　 無・有建物の構造　鉄骨造　地上　2階建(耐火・準耐火・その他)延床面積　　606.82㎡（うち有料老人ホーム　373.42㎡）建築年月日　平成23年12月1日建築改築年月日　　　年　月　日改築建築確認の用途指定　有料老人ホーム・その他(　　　　　　) |
| 居室の状況 |  | トイレ | 浴槽 | 面積 | 戸数・室数 | 区分 |
| タイプ1 | 無 | 無 | 13.4㎡ | 1 | 一般居室個室 |
| タイプ2 | 無 | 無 | 13.44㎡ | 1 | 一般居室個室 |
| タイプ3 | 無 | 無 | 13.77㎡ | 1 | 一般居室個室 |
| タイプ4 | 無 | 無 | 15.32㎡ | 1 | 一般居室個室 |
| タイプ5 | 無 | 無 | 14.07㎡ | 1 | 一般居室個室 |
| 居室、一時介護室の概要 | 居室総数　　　　13室　　　定員　　13人(一時介護室を除く)(内訳) |
|  |  | 居室定員 | 室　数 | 面　　積 |  |
| 居室 | 個　　室 | 13室 | 13.40㎡～ 15.32㎡ |
|  | うち２人定員 | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
| ２人部屋（相部屋） | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
| 人部屋（相部屋） | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
| 一時介護室 | 個　　室 | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
| ２人部屋（相部屋） | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
| 　人部屋（相部屋） | 　　室 | 　　　㎡～　　　㎡ |
|  |
| 共用施設・設備の概要（設置箇所、面積、設備の整備状況等） | 食堂 | 設置階　2F　　 　 (　39.29　 ㎡) |
| 浴室 | 一般浴槽 | 設置階　2F　 　 (　8.13 　㎡) |
| 浴室 | リフト浴 | 設置階　　　　　　 (　　　　　㎡) |
| ストレッチャー浴 | 設置階　　　　　　 (　　　　　㎡) |
| 便所 | 共用便所における便房 | 設置箇所　 3ヶ所 |
| うち車椅子等の対応が可能な便房 | 設置箇所　 3ヶ所 |
| 洗面設備 | 設置箇所　 3ヶ所 |
| 医務室(健康管理室) | 設置階　2F(事務所兼)　　(15.04㎡) |
| 談話室 | 設置階　1F地域交流スペース間仕切り部　　　　 　(　8.37　㎡) |
| 面談室 | 設置階　1F地域交流スペース間仕切り　　　　 　部　　　　　 (　8.37　㎡) |
| 事務室 | 設置階 2F |
| 洗濯室 | 設置階　2F　　　　 (　6.07　㎡) |
| 汚物処理室 | 設置階 2F |
| 看護・介護職員室 | 設置階 2F 事務室 |
| 機能訓練室 | 設置階　　　　　 　(　　　　　㎡)他の共用施設との兼用　無・有（　　　） |
| 健康・生きがい施設 | 設置階　　　　　 　(　　　　　㎡) |
| エレベーター ※５ | 　　1基(うちｽﾄﾚｯﾁｬｰ搬入可　0基) |
| スプリンクラー | 設置箇所 居室・事務室・廊下・多目的　　　　 室・脱衣室 |
| 居室のある区域の廊下幅 | 両手すり設置後の有効幅員　（18.00ｍ～32.00ｍ） |
| 消火器 | 無・有 |
| 自動火災報知設備 | 無・有 |
| 消防用設備等 | 火災通報設備 | 無・有 |
| スプリンクラー | 無・有 |
| 防火管理者 | 無・有 |
| 防災計画（水害・土砂災害を含む） | 無・有 |
| 緊急通報装置等の種類及び設置箇所　火災通報装置(2F事務室設置)　ナースコール(各居室)安否確認の方法・頻度等　要介護の方に2時間に1回の他適宜見守り |  |
| 無・有（指定されている危険区域　１ 水害　２ 土砂災害　３ その他（　　　　）） |  |
| 緊急通報装置等緊急連絡・安否確認 | 看護小規模多機能居宅介護事業所：180.05㎡看護ステーション：15.04㎡　地域交流スペース：53.35㎡ |
| 危険区域の指定状況 |  |
| 同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※６ |  |
| 有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容 |  |

※３　最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、１分を80ｍ以下の距離で換算すること。

※４　借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※５　ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※６　同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む）は、その種類と番号を記載すること。

３　利用料 ※７

（１）利用料の支払い方式

|  |  |
| --- | --- |
| 支払い方式 ※８ | 前払い方式　　　　月払い方式　　　　選択方式 |
| 入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い | １　減額なし２　日割り計算で減額３　不在期間が　　　日以上の場合に限り、日割り計算で減額 |
| 利用料金の改定 | 条件 | 当該施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会等での意見を聴いて同意を得たうえで管理費、居室費及び利用者の希望により提供する個人的サービス等の費用の額を改定することができる |
| 手続方法 | 運営懇談会等での意見を聴いて同意を得たうえで費用の額を改定する |

（３）月払い方式

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の支払方法　※９ |  |
| 敷金 | 　無 ・ 有（　　　　　円、家賃相当額の　　か月分） |
| 月額利用料 | 　　211,720円(税込み) |
|  | 年齢に応じた金額設定　　 | 　無 ・ 有 |
| 要介護状態に応じた金額設定 |  無 ・ 有 |
|  | 料金プラン ※10 | 月額利用料 | 内　　訳 |
| 管理費 | 介護費用 | 食費 | 光熱水費 | 家賃相当額 | その他 |
|  | 6.5万円 |  | 6.6万円 | 5.720円 | 7.5万円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 算定根拠※11 | 管理費 | 小規模修繕、フロント業務、管理・入居相談業務における人件費等 |
| 介護費用 | 外部サービスを利用 |
| 食費 | 朝：400円、昼：800円、夕：800円、おやつ：200円 |
| 光熱水費 | 共用部分、居室内の照明、空調電気代金(税込み) |
| 家賃相当額 | 建物賃貸料を平均可動居室数(予測)で割ったもの　　　　　　　稼働率75～85％と仮定して計算　　　　　　　　　　　　　　　建物賃貸料　840,000円　　　　　　　　　　　　　　　　　　部屋数　　　10～11部屋　　　　　　　　　　　　　　　　　　840000÷11＝76363.636　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月額75,000円と試算 |
| その他 |  |
| 月額利用料に含まれない実費負担等　※12 | オムツ代、被服クリーニング、理美容、医師の往診、医療費、健康診断料、レクレーションのバスチャーター代・材料費等、電気代(持ち込み電気機器1台につき550円)、付添いのための宿泊費(1泊1,500円)、洗濯代(一回につき500円) |
| 消費税の対象外とする利用料等 |  |
| 介護保険に係る利用料※13(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額) | 特定施設入居者生活介護　　　　　 　　　（１か月30日の例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 月　　額 | 利用者負担額（1割の場合） |
| 要介護１ | 122,041円 | 　　　　　　　　 　 12,193円 |
| 要介護２ | 170,772円 | 　　　　　　　　　　 17,060円 |
| 要介護３ | 240,056円 | 　　　　　　　　　　 23,982円 |
| 要介護４ | 302,192円 | 　　　　　　 　27,200円 |
| 要介護５ | 341,817円 | 　　　　　　　 30,767円 |

　 各種加算の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 身体拘束廃止取組の有無 | (減算型・基準型） |
| 退院・退所時連携加算 | 無・有 |
| 入居継続支援加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 生活機能向上連携加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 個別機能訓練加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| ADL維持等加算〔申出〕の有無 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 夜間看護体制加算  | (無・有） |
| 若年性認知症入居者受入加算 | (無・有） |
| 科学的介護推進体制加算 | (無・有） |
| 医療機関連携加算  | (無・有） |
| 口腔衛生管理体制加算 | (無・有） |
| 栄養スクリーニング加算 | (無・有） |
| 看取り介護加算  | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 認知症専門ケア加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| サービス提供体制強化加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| Ⅲ |
| 介護職員処遇改善加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| Ⅲ |
| Ⅳ |
| Ⅴ |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |

介護予防特定施設入居者生活介護　　　　（１か月30日の例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 月　　額 | 利用者負担額（　1割の場合） |
| 要支援１ | 　　 54,748円 | 　　　　　　　　　　 5,475円 |
| 要支援２ | 　　114,577円 | 　　　　　　　　　　 11,458円 |

 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　各種加算の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 身体拘束廃止取組の有無 | (減算型・基準型） |
| 生活機能向上連携加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 個別機能訓練加算  | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| 若年性認知症入居者受入加算 | (無・有） |
| 科学的介護推進体制加算 | (無・有） |
| 医療機関連携加算  | (無・有） |
| 口腔衛生管理体制加算 | (無・有） |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | (無・有） |
| 認知症専門ケア加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| サービス提供体制強化加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| Ⅲ |
| 介護職員処遇改善加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |
| Ⅲ |
| Ⅳ |
| Ⅴ |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | 無・有 | Ⅰ |
| Ⅱ |

 |

（４）共通事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前払金の返還金の保全措置 | 無 ・ 有 | 保全措置の内容(　　　　　　　　　　　　)無の場合の理由(　　　　　　　　　　　　) |
| サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入 | 　　無 ・ 有　　有の場合の保険名(あいおいニッセイ同和損害保険　福祉事業総合賠償責任保険) |
| 短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある） | 　無 ・ 有　　　　有の場合は　　　 　　　　　 別添短期利用のサービス等の概要 参照 |

※７　消費税を含む総額表示とすること。

※８　前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※９　前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。

※10　複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が１日単位の場合は、１か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12　見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13　個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サー

ビス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

４　サービスの内容

（１）サービスの提供方法

|  |  |
| --- | --- |
| 入浴、排せつ又は食事の介護 | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |
| 食事の提供 | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |
| 洗濯、掃除等の家事の供与 | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |
| 健康管理の供与 | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |
| 安否確認又は状況把握サービス | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |
| 生活相談サービス | １　自ら実施　　２　委託　　３なし |

（２）サービス等の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等 | 管理費 | 小規模修繕、ﾌﾛﾝﾄ業務、管理・入居相談業務 |
| 食　費 | 朝・昼・夕・おやつを召し上がった分のみ頂く |
| その他 |  |
| (介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等 | 　別添　介護サービス等の一覧表による |
| 月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料 | 　別添　介護サービス等の一覧表及び管理規程による |
| 一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14 | 委託先：複合型サービス事業所アンジュ、委託内容：介護サービス全般 |
| 苦情解決の体制（相談窓口､責任者､連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15 | サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。　　（電話番号）045-810-3709　　（ＦＡＸ）　045-810-5034　　（相談員）　岸　貴之　　（対応時間）9：00～18：00施設及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。第三者機関・横浜市健康福祉局高齢施設課　　　　電話：045-671-4119・公益社団法人全国有料老人ホーム協会　苦情処理委員会　　　　 電話：03-3548-1077 |
| 事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等） | （緊急時の対応）施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、必要な援助サービスを提供し、また、公的なサービスを利用できるよう、必要な対応を行う。2　職員はインターホン等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。3　入居者が、予め近親者等の緊急連絡先を届け出ている場合で施設が必要と認めたときは、医療機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。 |
| 事故発生の防止のための指針 | 　無 ・ 有 |
| 損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等） | 介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。 |
| 公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況 | 　協 会 へ の 加 入 　　無 ・ 有 |
| 　入居者基金への加入　　無 ・ 有 |
| 利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 | 有 | 実施日 | 2023.12 |
| 実施内容 | アンケート調査 |
| 無 |  |
| 備考 |
| 第三者による評価の実施状況 | 有 | 実施日 |  |
| 実施内容 |  |
| 無 |  |
| 備考 |
| 運営懇談会の開催状況(開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等) | 開催回数　1回　参加人数　3名　主な議題・サービス提供の状況・職員研修状況・入退居者状況・入居者処遇について（事故、苦情、身体拘束、感染症対策等）・職員会議年間計画、職員研修年間計画 |

※14　施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15　施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入

５　介護を行う場所等

|  |  |
| --- | --- |
| 要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所 | 入居している居室で介護します。 |
| 入を居住後みに替居え室る又場は合施設 | 居室から一時介護室へ移る場合(判断基準･手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等) |  |
| 従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上） | 施設管理者は、入居者が次の各号の一つに該当するときは、医師による意見を踏まえ、入居者の同意を得たうえで居室の変更をすることができる。（1）入居者の身体機能の低下により、居室を変更することが適当と認められたとき（2）その他施設管理者が必要と認めたとき |
| 手続きの内容 | ・医師による意見も踏まえ行います。　　　　　　　　　　　　　　　・ご本人及びその身元引受人等の同意を得るものとします。 |
| 居室利用権の取り扱い | 住み替え後の居室に移行 |

６　医療

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療支援 | 救急車の手配 | 無・有 |
| 入退院の付き添い | 無・有 |
| 通院介助 | 無・有 |
| 協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容 | 名　称 | 石川歯科医院 |
| 診療科目 | 歯科 |
| 所在地 | 横浜市戸塚区川上町367-1 |
| 距離及び所要時間 | 距離：約1.1km　所要時間：車　約5分 |
| 協力内容 | 訪問歯科 |
| 協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容 | 名　称 | あおばクリニック |
| 診療科目 | 精神科 |
| 所在地 | 横浜市旭区二俣川2-58-5　第２清水ハーモニビル2F |
| 距離及び所要時間 | 距離：約5.5km　所要時間：車　約15分 |
| 協力内容 | 訪問診療 |
| 協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容 | 名　称 | ゆう在宅クリニック |
| 診療科目 | 在宅療養支援診療所 |
| 所在地 | 横浜市保土ヶ谷区今井町827-3 |
| 距離及び所要時間 | 距離：約5.5km　所要時間：車　約15分 |
| 協力内容 | 訪問診療 |
| 入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等） | 通院：・協力医療機関を利用される方は在宅療養支援診療所の為、医師による往診での対応となります。また、協力医療機関以外のご利用も可能となります。・その際のタクシーの手配は管理費に含む。タクシー料金は実費・介護・福祉タクシーの手配は介護支援事業所、介護サービス事業所にご相談ください。 入院：・医師の判断を基準として、入居者及びご家族とお話合いいただき、希望する病院に入院となります。 |

７　入居状況等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(令和5年　4月　1日現在)

|  |  |
| --- | --- |
| 入居者数及び定員 | 　　　13人（定員　13人） |
| 入居者の状況 | 　男　性　　　　人、女　性　　　　人 |
| 　自　立　　　　人 |
| 　要支援　　　　人 | （内訳）　要支援１　　　　　人　　　　　要支援２　　　　　人 |
| 　要介護　　　　人 | （内訳）　要介護１　　　 　人　　　　　要介護２　　　 　人　　　　　要介護３　　　 　人　　　　　要介護４　　　 　人　　　　　要介護５　　　 　人 |
| 平均年齢 | 　　　 　　歳（男性　 　　歳、女性　 　　歳） |

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

８　職員体制

（１）職種別の職員数等　　　　　　　　　　　　　　　　　　(令和5年4月1日現在)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　 職 員 数 | 常勤換算後の | 夜間勤務職員数(　時～翌　時)（最少人数） | 備　　考（資格・委託等） |
| 人数 | うち自立対応 |
| 従業者の内訳 | 管理者 | 　　 1 (　　 ) |  |  |  1 |  |
| 生活相談員 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 直接処遇職員 | 　　　 (　　 ) |  |  |  |  |
|  | 介護職員 | 　　 4 (　２ ) | 3.3 |  |  1 |  |
| 看護職員 | 　　　 (　　 ) |  |  |  |  |
| 機能訓練指導員 | 　　　 (　　 ) |  |  |  |  |
|  | 理学療法士 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 作業療法士 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| その他 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 計画作成担当者 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 医師 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 栄養士 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 調理員 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 事務職員 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| その他職員 | 　　　 (　　 ) |  |  |
| 　　合　　　計 | 　　 5 (　4 ) |  |  |

注１) 職員数欄の(　　)内は、非常勤職員数で内数

２) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入

３）機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入

４) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入

（２）職員の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | 他の職務との兼務 | １　あり　　２　なし |
| 兼務に係る資格等 | １　あり　 |
|  | 資格等の名称 | 介護福祉士 |
| ２　なし |
|  | 看護職員 | 介護職員 | 生活相談員 | 機能訓練指導員 | 計画作成担当者 |
| 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 |
| 前年度1年間の採用者数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年度1年間の退職者数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 業務に従事した経験年数に応じた職員の人数 | 1年未満 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1年以上3年未満 |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3年以上5年未満 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5年以上10年未満 |  |  | 1 | 2 |  |  |  |  |  |  |
| 10年以上 |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 従業者の健康診断の実施状況 | １　あり　　　２　なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 一週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 | ４０時間 |

夜勤を行う看護・介護職員の人数

|  |  |
| --- | --- |
| 夜勤帯の時間設定 | １６：３０～１０：００ |
|  | 平均人数 | 最少時人数(休憩者を除く) |
| 看護職員 |  |  |
| 介護職員 | ５人 | １人 |

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年３月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 前々年度の平均値 |  前年度の平均値 | 今年度の平均値 ※1 |
| 要支援者の人数 |  |  |  |
| 要介護者の人数 |  |  |  |
| 指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16 |  |  |  |
| 配置している直接処遇職員の人数 ※17 |  |  |  |
| 要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合 | ： | ： | ： |
| 常勤換算方法の考え方 | 常勤職員の週勤務時間　　　時間で除して算出 |
| 従業者の勤務体制の概要 | 介護職員　早番　　　：　　～　　：　　　　　日勤　　 9：00　～　18：00　　　　　遅番　　10：00　～　19：00　　　　　夜勤　　16：30　～　10：00 |
| 看護職員　早番　　　：　　～　　：　　　　　日勤　　　：　　～　　：　　　　　遅番　　　：　　～　　：　　　　　夜勤　　　：　　～　　： |

※16　常勤換算後の人数

※17　常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18　今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉士 | 　　　 人（　　人） | 介護職員実務者研修修了者 | 　　　 人（　　人） |
| 介護福祉士 | 　　　 1人（　　人） | 介護職員初任者研修修了者 | 　　4人(　1人　) |
| 介護支援専門員 | 　　　 人（　　人） | 資格なし | 　　 人（　　人） |

注１) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を（　）に外数で記入する。

注２）介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

９　入居・退居等

|  |  |
| --- | --- |
| 入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等） | おおむね65歳以上。自立の方。要支援及び要介護の方。末期ガン及び終末期にある方も対象とする。 |
| 身元引受人等の条件及び義務等 |  |
| 生活保護受給者の受入れ対応 | 　　否 ・ 可 |
| 施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19 | 入居契約書より抜粋第28条（契約の終了）　次の各号の一つに該当する場合には、この契約は終了するものとする。（1）利用者（以下甲という）が死亡したとき（2）株式会社あゆみが運営する「有料老人ホーム　ミカーレ」（以下乙という）が第29条（乙の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期限が満了したとき（3）甲が第30条（甲の契約解除）に基づき解除を通告し、予告　　期限が満了したとき第29条　乙は、甲が次の各号の一つ又は二つ以上に該当し、且つ、そのことがこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものである場合には、乙に対して90日間の予告期限を置いて、この契約の解除を通告することができるものとする。（1）入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入　　居したとき（2）管理費その他の費用の支払いを3ヶ月以上遅滞するとき（3）管理費その他の費用の支払いをしばしば遅滞するとき（4）乙の承諾を得ないで第6条（契約当事者以外の第三者の同居　　　　）第1項に規定する行為を行ったとき（5）建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき（6）第8条（管理・運営規定）、第18条（使用上の注意）、第24条（現状回復の義務）第1項、第25条（転貸、譲渡等の禁止 ）　　 又は第26条（動物飼育の制限）の規定に違反したとき（7）甲の言動が、他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼしたとき但し、甲の言動が特定の病因等に基づくものであると乙の指定する医師に診断され、甲が医療機関において通院・入院による治療を受けている場合等についてはこの限りではない2　甲は、前項の規定により乙がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。3　乙は、甲に対し、第1項による契約の解除通告をするに先だって、必ず、甲及び甲の身元引受人に弁明の機会を設けるものとする。4　乙は甲に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず甲の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、甲及び甲の身元引受人、その他関係者、関係機関と協議し、甲の移転先の確保につき協力するものとする。第30条（甲の契約解除）　甲は、この契約を解除しようとする場合には30日以上の予告期間をもって、乙が定める契約解除届けを乙に届出るものとし、その契約解除届出に記載された予告期間満了日（以下本条において契約解除日という）をもって、この契約は解除されるものとする2　甲は、前項の契約解除日までに居室を乙に明け渡すものとする3　甲が、契約解除届けを乙に提出しないで居室を退去した場合には、乙が甲の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、この契約は解除されたものとする。第39条（90日以内の契約終了）　契約締結日から90日以内において、入居者から解約の申し出がなされた場合は、本契約第30条の規定にかかわらず、居室明け渡し日までの施設の利用の対価として、日割計算に基づく月額利用料等、及び居室の原状回復費用を事業者に支払うことにより契約を終了できるものとする。事業者は当該費用の支払い及び居室の明け渡しを受けた後、第33条の規定に基づき精算するものとする |
| 前年度における退去者の状況 | 退去先別の人数 | 自宅等 | 人 |
| 社会福祉施設 | 人 |
| 医療機関 | 人 |
| 死亡者 | 人 |
| その他 | 人 |
| 生前解約の状況 | 施設側の申出 | 人 |
| （解約事由の例） |
| 入居者側の申出 | 人 |
| （解約事由の例） |
| 体験入居の期間及び費用負担等 | 一泊5000円(食事代別) |

※19　入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入

１０　情報開示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入居希望者等への情報開示 ※20 | 重要事項説明書の公開 | 　１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ） 　２ 非公開 |
| 入居契約書の公開 | 　１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ） 　２ 非公開 |
| 管理規程の公開 | 　１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ） 　２ 非公開 |
| 財務諸表の公開 | 　１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ） 　２ 非公開 |
| 事業収支計画の公開 | 　１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ） 　２ 非公開 |

※20　市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

１１　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出 | サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要 |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録 | １　あり　　　２　なし |

添付書類：別添１「介護サービス等の一覧表」

別添２「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

　　　　　別添３「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針　適合表」

　契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年　　月　　日　　　　説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年　　月　　日　　　　署　　　名